

鳥獣被害 対策

アライグマの生息分布の拡大に注意！

～ 特定外来生物であるアライグマの生息拡大の実態を把握する ～

研究の背景・目的

アライグマは、1980～2000年頃に北アメリカからペットとして数万頭が輸入されました。しかし、放逐や逃亡によって全国各地で野生化しています。農作物への被害発生と共に、在来の生態系に悪影響を及ぼすため「特定外来生物」に指定されています。また、アライグマ回虫症などの人獣共通感染症を媒介する恐れもあります。そのため、早期の根絶を目指した捕獲対策が必要であり、生息実態のモニタリングが重要です。

研究方法

- ①県内での生息実態を把握するために、県出先機関、市町村および一般県民からのアライグマの生息(目撃、交通事故死、捕獲)、被害発生の情報収集に努めました。
- ②2010年6月に隠岐諸島の神社等38か所において、爪痕などの生息痕跡の有無を調査しました。
- ③2010年4月～2011年3月には出雲市と飯南町の5か所の神社で、自動撮影カメラを設置して利用状況を調べました。

研究の成果

- ①2010年度の日撃件数は11件、被害発生は30件、捕獲は78頭でした。このうち、目撃、被害は県中東部でも認められましたが、捕獲は益田市がほとんどを占めて、津和野町でも初めて6頭が捕獲されました。益田市ではブドウや家畜用飼料などの食害と民家の天井で子育てを行うことによる生活被害(写真1)が、県東部ではイズモナンキンなどの食害が発生しました。
- ②隠岐諸島の痕跡調査では、生息痕跡を確認したのは6か所(16%)に過ぎず、爪痕はいずれも古くて少なかったことから、ここでの繁殖・増加は無かったと考えました(図1)。
- ③自動撮影カメラでは、アライグマを撮影できなかったため、この地域での生息密度は少ないと考えられました。



写真1 民家の天井裏で子育てをしていたメス

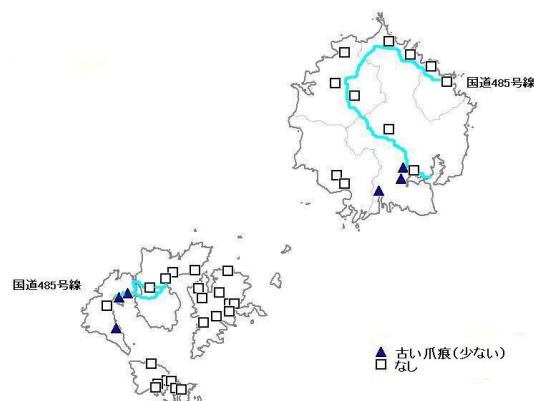


図1 隠岐諸島での痕跡調査の結果

研究成果の活用

隠岐諸島を除く県内のほぼ全域でアライグマが生息することが明らかとなったことから、今後は県の防除指針などを基にした各市町村での捕獲体制の整備と一般市民からの生息情報等による積極的な捕獲の推進が必要です。



MOUNTAINOUS REGION RESEARCH CENTER
島根県 中山間地域研究センター

〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207

所属グループ 鳥獣対策グループ

担当研究者 竹下幸広・金森弘樹

問い合わせ先 0854-76-3818

E-mail chusankan@pref.shimane.lg.jp

試験研究課題名: アライグマの生息実態の把握と効率的な捕獲方法の検討(研究期間: 平成22年度)